

議案第198号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表大阪府の項中

「

大阪府市医療戦略会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
------------	---

」

を

「

大阪府市規制改革会議	本市及び大阪府の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪府市医療戦略会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として大阪府市規制改革会議を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（共同設置の附属機関）

第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	大阪府市規制改革会議	本市及び大阪府の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		省 略	省 略